

第2号様式（第7関係）

津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金 （物価高騰対策）の申請に関する誓約・同意書

《誓約事項》

- 1 エネルギー経費に係る帳簿等の写しは、確定申告の根拠書類として、所得税法や法人税法等の規定に基づき備え付けている帳簿書類の写しであり記載内容に偽りはなく、提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。
また、申請書やエネルギー経費に係る帳簿の写し、その他提出する書類等の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、申請を取り下げ、交付を受けた支援金は返還します。
- 2 交付申請書の「5 要件確認表」に記載の対象期間において、申請時点で本市から、同一のエネルギー経費に対して、支援金、補助金その他名称の如何を問わず交付される制度の対象事業者ではありません。
- 3 申請するエネルギー経費は、津市内の事業所の事業に使用された経費です。
- 4 エネルギー価格高騰の影響を大きく受け、申請時点で事業を継続しており、今後も継続する意思があります。
- 5 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（小規模企業者を含む）に該当することに相違ありません。
- 6 市税を滞納していません。
- 7 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていません。
- 9 政治団体又は宗教上の組織並びに団体ではありません。

《同意事項》

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る一切の費用（郵送料、証明書の手数料等）は申請者側の負担となります。
- 2 津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（物価高騰対策）交付申請書は、津市において交付決定した後、支援金の請求書として取扱われます。
- 3 市内に複数の店舗又は事業所を有している場合でも、1事業者1回限りの申請となります。
- 4 申請内容等について、必要に応じて支援金の審査に必要な追加書類の提出を求める場合又は現地調査をさせていただく場合があります。
- 5 申請書に記載いただいたメールアドレス等の連絡先に津市役所からご案内等を送らせていただく場合があります。
- 6 津市長が必要と認める場合には、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査を受け入れる必要があり、また、交付申請に関わる個人情報については、津市役所内の関係課及び三重県警察本部その他の官公庁へ提供されることがあります。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

令和 年 月 日

本店（社）所在地（住所）

法人名（個人事業者の場合は屋号）

代表者役職・氏名

印

※代表者が氏名を自署する場合は、代表者印の押印を省略することができます。その際右欄にチェックしてください。 自署しました

※ 消せるボールペン及び修正液等は使用しないでください。